

令和6年6月28日

令和6年3月8日公表のいじめ重大事態の調査結果（v 中学校）に係る
学校及び教育委員会事務局での対応経過について（意見書）

弁護士 池田直樹

（本文中で使用した略語は、別紙「略語一覧表」のとおりである。）

第1 本意見書の趣旨及び対象等

本意見書は、令和2年3月〇日に自殺した当該生徒に係る事案（以下「本事実案」という。）に関し、令和6年3月8日に専門委員会が公表した答申の内容を基本として、当該生徒が2年生として在籍していた時期から、市教委から専門委員会に重大事態調査を諮問した令和2年10月27日、市教委から横浜市長にいじめ防止法30条1項に基づく重大事態の発生報告がなされた同年11月11日までの時期を対象に、答申で認定された事実及び本意見書作成に当たり当職及び当職の指示の下、市教委事務局において調査して得られた事実経過に基づいて、当時の市教委、当該学校の職員、教員等の対応の当否について、主に法的見地から意見を述べることを当職が市教委から委嘱されたため、その意見を述べるものである。

今回行われた調査は、令和元年7月から令和2年10月ころの当時に市教委及び当該学校に所属していた職員、校長以下の教員を対象とする事情聴取及び関係書類の閲覧検討であり、当時の生徒や保護者等の聴取は行われていない。

当職及び調査を担当した職員らとしては可能な限り公正かつ丁寧な調査、検討を心掛けたつもりであるが、今回の調査と意見書の作成は迅速に行うべきとの要請があったため、限られた時間内の調査の結果であることと、約4年前の

出来事ゆえ、関係者の記憶が薄れていた部分もあり、細部の確認ができなかった部分もあることはお断りしておきたい。

本意見書の中で、年を示さずに「〇月」とある場合は、令和2年のことである。

本意見書の中で、公表版ではない、答申本文の記載を引用しているが、個人情報等公表が不適当な部分の引用はしていないのでご了承いただきたい。答申では、生徒について、「生徒A」、「生徒B」などと記号で表現されているが、本意見書で引用する場合は全て「関係生徒」として記号も省略したほか、答申等の各種資料の記載のうち、個人情報等公表が不適当な部分は適宜置き替えた。

第2 本事案の検討の前提となる若干の問題点について

本事案について検討するに先立って、その前提となるいくつかの問題点について触れておくこととする。

1 いじめ防止法の規定と教育現場の実務

いじめ防止法は、平成23年に発生した滋賀県内のいじめ事件等を契機として、平成25年に議員立法により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として制定された。

いじめ防止法による規制の出発点は、いじめの定義であり、この定義を出発点として、いじめに対して、関係者、関係機関がどう対応すべきか規定している。

いじめ防止法2条1項は、いじめを次のように定義している。

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じてい

るものをいう。」としている。

答申でも指摘されているとおり、この定義は内容的に極めて広範な内容を含んでいる。

答申は、「法2条1項は、子ども同士の関係性、子どもの何らかの行為、行為の対象となった子どもの心身の苦痛をもって「いじめ」を定義している。したがって、例えば、好意から行った行為が意図せずに相手方の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合も、形式的には、法2条1項の「いじめ」に該当することになる。」(答申74頁)としている。

この定義は、法文上は、与えた苦痛について、その大小等を限定していないので、日常生活上の行為で、しばしば生起するような様々な行き違いや、趣味趣向の違い、価値観の違い、生活習慣の違い、各児童生徒の性格や気質の違い等で、児童生徒の間の人間関係の中で感ずるわずかな違和感、不快感、苦痛もこの定義に含まれる可能性がある。

また、答申も指摘しているとおり、上記の定義は他の児童生徒に何らかの苦痛を与える行為の意図や認識等(苦痛を与える意図があったか、苦痛を与えることについての過失の有無等)や、当該行為自体の正当性、相当性等を問題とせず、他の児童生徒が苦痛を感じれば当該行為は「いじめ」に該当することになるように法文上は読めることになる。

この点に関連して、文科省・いじめ基本方針は、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」とし、過去の調査を引用し、小学校4年生から中学3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度としている(同指針6頁)。

上記のいじめ防止法のいじめの定義を、一般的な語義、他の定義と比べてみると、例えば、広辞苑(第7版)では、「いじめ」とは「弱い立場の人に言葉・

暴力・無視・仲間外れなどにより精神的・身体的苦痛を与えること。」とされ、新明解国語辞典(第8版)で「いじめ」とは、「①[弱い立場にある者に]わざと苦痛を与えて、快感をあじわう。②省略」とされている。

文科省のホームページには、いじめの定義の変遷の説明があるが、文科省の生徒指導上の調査の際の定義は、平成18年から従前より広めの定義となり、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とされたが、それでも「攻撃」という言葉が使われており、いじめ防止法の「行為」という用語より限定的なニュアンスがあった。

いじめ防止法は、上記のような極めて広範な定義を定めた上、「学校は、(中略)当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」(同法23条2項)と定め、同3項等でいじめを止めさせるなどの必要な措置を講じなければならぬと定めている。

いじめ防止法が上記のような広範な定義を定めた趣旨は、当初は軽微ないじめが後に深刻ないじめに発展するケースがあるので、軽微な段階からいじめの芽を摘もうとする意図であったり、また、被害者とされる児童等の苦痛を定義の中心に置いたのは被害者目線でいじめ問題に対処する趣旨と思われる。

上記の法律上のいじめの定義について、答申は、「法の制定によって、「いじめ」の定義が広がったということを受けて、学校現場では、法上の「いじめ」を広く認知して教育委員会に報告すべきものとされている。しかしながら、法2条1項の文言に該当する「いじめ」は、日々、学校・学級の中で無数に生起するものであるから、これを全て学校において「いじめ」として認知するというのはあまりにも非現実的である。このことは管理職を含む学校の教職員の当然の認識であろうと思われる。」(答申75頁)とし、更に、「そうすると、法

2条1項の文字どおりの「いじめ」の中から、認知される「いじめ」が絞り込まれることになり、その絞り込み自体は、法2条1項の事態があまりにも広範であるために現実的に避けられないことであると考えられる。」(答申同頁)としている。

答申の指摘の当否は別として、少なくとも法律の規定と実務とで齟齬が生じやすい構造があり、法律の定義から離れて絞り込みをすとしても、その基準が必ずしも明確でないため、教育現場の実務に一定の戸惑い、困惑、場合によっては混乱を引き起こす一因となっていることは否定できない。

また、いじめ防止法28条1項1号、2号のいじめ重大事態の要件は、「いじめにより(中略)疑いがあると認めるとき。」とされているが、上記のとおり法律のいじめの定義自体が広範な内容を含んでいる上に、「いじめによる疑いがあると認めるとき」というのはもっと広い概念であり、この疑いとは抽象的な疑いで足りるのか、あるいは疑いを認めるべき具体的事実を要するのかも含めて、この要件の解釈、運用についても実務上困難な問題が生ずることは避けられない。

学校現場の実務に詳しいとされる堀切忠和弁護士(東京弁護士会)は、その著書「3訂・教職員のための学校の危機管理とクレーム対応」の中で、「いじめ防止対策推進法は、大津のいじめ自殺事件を受けて、このような悲劇を繰り返さないようにという想いを込めて立案されている。この一つ一つの条文に込められた想いは理解できる。その一方で、法律全体・条文相互の整合性に欠けている。そのため、言いたいことは何となく分かるが、現場でどうしたらよいか分からないような規定が多い。」と極めて率直な見解を述べている(同書35頁)。

また、日本弁護士連合会は、平成30年1月18日付「いじめ防止対策推進法『3年後見直し』に関する意見書」を文部科学大臣に提出し、いじめの定義の絞り込みを含めた同法の改正案を提案しているが、法改正はされていない。

以上のとおり、いじめ防止法の解釈、運用は、教育現場の実務に一定の戸惑い、困惑、場合によっては混乱を引き起こしていることは否定できないが、もちろん、それは、いじめ防止対策等を懈怠する言い訳にならないことも言うまでもない。

以上のように、法律の規定と実務の齟齬による、いわばグレーゾーンが存在する中で、戸惑いながらいじめへの対処を模索しているのが学校現場の実状と言えるように思われる。

2 教員の職務範囲、職場環境と教育現場が抱える児童生徒指導上の課題について

教員の職務範囲や勤務時間の問題等については、近年、学校における働き方改革に関連して論じられている。

中学校の教員(教諭)の職務については、学校教育法37条11項(同法49条で中学校に準用)が「教諭は、生徒の教育をつかさどる。」と規定しているが(校長等の職務についても同法に規定されているがここでは省略する。)、その範囲は明確でないが、人格形成を促すこと(教育基本法1条、2条参照)や生活指導等が教員の職務範囲であることは異論のないところと思われる。

教員の職務は、基本的な教科の指導だけでも、その準備から評価等様々な業務があるが、30人から40人程度のクラスの児童生徒に教科の内容をどの程度理解させれば職責を果たしたことになるのか不明確であり、例えば、数学で、中学3年生に2次方程式の解法を理解させるという目標があった場合、40人の生徒の一部が2次方程式の解法を習得できなかったとしても、それをもって直ちに教員の職務義務違反にはならないと思われる。

更に、教科以外の児童生徒の生活指導や人格形成面での指導については、学校生活以外の生活状況や人間関係等も含めて、各生徒の精神面、心の中の問題をどこまで把握して対応すれば教員の職務を果たしたことになるのか、その職務範囲は不明確で、その範囲を画するのは極めて困難である。

また、教員の職務範囲は、児童生徒の教科指導関連業務、生活指導関連業務のほか、学校の運営事務の分担、各種行事の準備、施行、部活動の指導、支援等、多岐にわたっており、實際上教員が行っている業務のうち、どこまでが法令ないし職務命令に基づくものか、どこからが自主的に行っている業務なのかも境界が不明確な部分もあり、教員の勤務時間については法制上の問題(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に関連する問題等)もあるが、實際上、長時間勤務になっていることが多いとされている。

以上のような、いわば實際上、無定形、無定量ともいえる教員の職務、業務の中で、いじめ問題を含めて、1クラス40名近くの各児童生徒の学校内外の生活、人間関係、精神状態(ストレスや悩み等)等について、インターネット関連も含めて、教員がどこまで目を配り、どこまで把握し、どこまで配慮、指導することが求められるのか、教育の在り方として教員にできるだけ努力をしてほしいという期待があると同時に、法律上どこまでが職務上の義務があると考えられるのか難しい問題であり、教員の職務の法的性質、法的構造について十分解明されているとはいえない状況と思われる。

一方で、学校の生活指導等の課題の増加という問題がある。

今日の児童生徒は、コンピュータやインターネットの発達を含めた社会の高度化、複雑化、あるいは社会の中の様々な競争の激化もあり、多くのストレスやリスクにもさらされている。

このような状況は、成人の一般社会の反映でもあり、一般社会において様々な種類のハラスメントが問題化しているように、学校でのいじめの問題も多く発生し、問題化していることは言うまでもない。

また、不登校という事象を見ても、非常に増加しており、横浜市内の児童生徒数の中で不登校は令和4年度時点で8,000人以上と言われている。

また、我が国は世界的に見ても、若い世代の自殺が多い国とされている(文科省によれば、全国の国公立の学校の児童生徒の自殺数は年間400件程度

とされている。)

このような今日の状況において、上記のような教員の職務の性質、職務範囲や職場環境の中で、学校ないし教員が上記のような多数発生するいじめ、不登校等の様々な課題に取り組んでいくことは極めて困難な課題であると感じざるを得ないし、また、1つの対策、対処を推し進めることが、2次的トラブル(他の生徒たちの動揺、反発、相互不信等によるトラブルはもとより、SNSなどを通じて社会的な問題に発展すること等)を招きかねないこともあり、その意味でも対応の困難さは更に増すことにもつながっているが、そのような2次的トラブルを恐れて本来のいじめ等への対応が消極的になることは本末転倒となりかねないとも感じられる。

第3 市教委、当該学校の職員、教員等の対応の当否について

1 担任の対応の当否

(1) いじめと認定された行為等に対する担任の対応の当否

答申が、当該生徒に対する行為で、いじめとして評価するか検討している事実は、「ア からかいの行為」、「イ 体育の球技の授業中における孤立感」、「ウ 関係生徒によるLINEのブロックについて」の3つである(答申42～45頁)。

ただし、そのうち、上記イは、いじめの認定は困難であるとしている(同44頁)。

これら3つの行為について、担任は、それぞれ、それらを止めさせるための対応をしている。

答申がいじめと認定した上記アについては、担任は、当該からかい行為を行った生徒4名を呼んで指導し、生徒4名からはからかいの事実を否定する発言は出ず、「もうしません。」という発言があった。令和元年7月12日の学校いじめ防止対策委員会で、学年主任を通じて、上記経緯は報告され、現

在指導中であることが情報共有された。また、担任は、上記からかいなどが継続していないか、当該生徒に対し、教育相談や日々の生活の中で、3月まで折に触れて確認し続けたが、そのたびに、当該生徒はないと返答した(以上について、答申21頁)。

上記イについては、担任は、令和元年10月〇日の当該生徒との面談で、当該生徒に対し、その件についてどうしたいか、当該生徒の気持ちを聞いたところ、当該生徒は、謝罪はいらないので、担任から関係生徒に注意してほしいと希望したので、関係生徒を呼び指導した。関係生徒は、当該生徒を責めるような具体的な発言は否定したが、「(当該生徒の体育の球技のミスを責めるような) 雰囲気は出していたかもしれない」と言った。

以上の経緯は、学年主任を通じて学校いじめ防止対策委員会で情報共有された。

体育の当該球技の授業は、令和元年9月前半まで予定されていたもので、遅くとも同年10月前半までに終わった(以上について、答申23、24頁)。

答申がいじめと認定した上記ウについては、担任は、当該生徒及び上記ウの件の相手方である生徒の双方から話を聞き、その相手方である生徒を指導し、その経緯について学年主任に報告した(答申22頁)。

担任の各行為に対する対応については、その問題点が答申で指摘されている(答申53頁以下)。

以上のことからすると、担任の対応において、答申の指摘するように、教育上の観点からの反省点や改善すべき点はあるとしても、担任は、いじめが問題とされた各行為に対し、当該行為を行った生徒を指導し、当該行為そのものは止めさせている事などに照らして、法律上の観点において、担任の対応が違法な職務執行であるとか、法的な意味での職務上の過失があったとかの判断をすることは答申も含めた調査結果からはできないと言わざるを得

ない。

なお、教員の生徒に対する教育上の措置は、法律上、何をなすべきかが一義的に決まるものではないから、教員の一定の裁量が認められている。

(2) 令和元年10月半ばの段階の担任の対応の当否

令和元年10月〇日に当該生徒の母親らが来校して当該生徒の悩みについて相談した後の対応において、担任が母親に3つの選択肢（①当該生徒が嫌な思いをしていることについて、クラス全体に伝える、②3年生のクラス替えで、当該生徒が苦手を感じている生徒と離すなどの配慮をすることが可能なので、3年生になるまで学校を休む、③別室登校も可能なので、午前中や午後だけでも少しずつ登校する、という3つの選択肢）を示して、当該生徒ないし保護者側の検討と選択を促した。

この経緯については、答申において問題点が指摘されている(58頁)。

この令和元年10月半ばころの当該生徒へのいじめについての状況を見てみることにする。

令和元年6月ころから同年7月ころまでにあった当該生徒に対するからかいについては、担任の指導があつて、「ニックネームを用いたからかいは、夏季休業前までに止んだ可能性が高いが、③*のような当該生徒をからかって楽しむ雰囲気は夏季休業後も続いていたと推認される。」(答申19頁)としている。

※「③当該生徒が授業中であてられて発言した際、当該生徒としては周囲の笑いを誘う意図など全くなく発言したにもかかわらず、男子生徒がくすくすと笑うことがあった。なお、当該生徒をからかっていた男子生徒らは、いずれも活発な生徒であった。」(答申19頁)。

答申の認定は尊重されるべきであるが、これは事後の調査の結果であり、当時の担任にそれを認識できたかは別であり、担任はからかいによるいじめは夏季休業前に止んだと認識していた。答申も、「担任は、からかいなどが継続していないか、当該生徒に対し、教育相談や日々の生活の中で、3月ま

で折に触れて確認し続けたが、そのたびに、当該生徒はないと返答した。」
(答申 2 1 頁)としている。

体育の球技の授業の件は、当該生徒が指摘した生徒 1 名を担当がきつく指導し、その生徒は指導に応じた。体育の球技の授業は令和元年 9 月前半まで予定されていたものだったので、担任としては、体育の球技の授業の問題自体は同年 9 月後半から遅くとも同年 1 0 月前半には解決済みと認識していたと思われる。

夏休み中の L I N E のやり取りの件は、もともと日常生活で起こりうる行き違いという面があり、これも担任が相手方の生徒を指導した。この件自体は一回性の事案であった。

以上のような状況であったのであり、担任としては、令和元年 1 0 月半ばの時点で、いじめと解しうるような具体的事実がその時点で存在、存続しているという認識はなかったと認められる。

もちろん、「いじめが解消した。」という判断は軽々にしてはいけないことは文科省・いじめ基本方針にも指摘されているところであり(同指針 3 0 頁)、答申も同趣旨と思われるが、担任にとってその時点でいじめが存続しているという判断をすべき具体的な事実がなかったことも否定できない。

なお、令和元年 1 0 月ないしそれ以降の時期において、クラス内の問題以外に、当該生徒の気分を落ち込ませうる 2 つの出来事があったことも答申で指摘されている(答申 2 1、2 2 頁(10)ア、同 2 3 頁(13)第 2 段落)。

当時の状況は、以上のような状況だったものであり、担任は、3 つの選択肢を保護者に提示して検討を促すという一定の対応をしており、かつ、その前後に担任は本人と話をしており(1 0 月○日について答申 2 3 頁、1 0 月○日について答申 2 6 頁)、その際を含めて、担任は当該生徒に一定のケアはしており、担任は当該生徒との一定の信頼関係のあるコミュニケーションができていなかったわけではないと認められる。また、前記のとおり、担任

にとっては、いじめの具体的行為はすでに止んでいたと理解していて、当該生徒に折に触れて確認した際にも具体的な申し出もなく、把握しにくかったと思われる。しかし、当時クラス内に当該生徒を疎外するような雰囲気や言動が暗黙のうちに、又は目立たない形で存在していた可能性はあるし、それが当該生徒の疎外感、孤独感の原因となっていた可能性はあるが、そのような雰囲気や言動を担任が具体的に認識することは必ずしも容易ではなかった(答申も、「当該生徒が残した文書に記載された「いじめ」は、言葉や態度など、外形的な足跡を残さない態様のものであった」(答申3頁)としている。)。また、当時の状況から担任において当該生徒の自殺を予見可能な状況と認めることも困難である。更に、当該生徒の「遺書」と書かれたノートに、恨みの相手として名指しされた生徒は2年生の同一クラスではない者が複数名おり、当該生徒が疎外されていたと感ずる状況はクラス内の問題だけではなかった要素もあるし、上記のような学校外のできごとにも影響していた可能性がある。

以上のことからすると、当時の状況からして、担任の対応において、教育上の観点からの反省点や改善すべき点はあるとしても、法律上の観点において、教員の裁量権も考慮して、担任の対応が違法な職務執行であるとか、法的な意味での職務上の過失があったとかの判断をすることは答申も含めた調査結果からはできないと言わざるを得ない。

(3) 不登校が続いた時期における担任の対応の当否について

当該生徒は、令和元年10月下旬ころから不登校の状態に入って、そのまま翌年3月までその状態は続いていた(答申26頁以下)。

そこで、この不登校期間中の担任の対応の当否について検討する。

この不登校期間中の担任の対応を含めた経過について、答申は以下のように認定している。

「10月〇日〇校時、当該生徒は荷物を取りに登校した。その際、担任は、

当該生徒に対し、今後、ときどき、提出物を提出したり、学校からの配付物を受け取るために登校してもらうことなどを説明するとともに、『このようなことになってしまい、力になれなくてごめんね』『できれば、3月までに教室に戻って来られるのであればよいね』『このまま学校から距離が遠くなってしまうと先生は寂しいな』などと話した。担任が『今は結構しんどいかな』と尋ねると、当該生徒は、うなずき、思い詰めた表情をした。」（答申26頁）

「当該生徒は、不登校期間中、起床から就寝に至るまで、両親の知る限りでは規則正しい生活を送っていた。」（同頁）

「当該生徒は学校に行かなくなってからも、関係生徒と連絡を取り、関係生徒は週に複数回、当該生徒の自宅に遊びに行ったり、一緒に出掛けたりしていた。」（答申26、27頁）

「10月〇日以降、当該生徒は13日後の11月〇日の〇校時に荷物を取りに来るために登校した。

当該生徒は、11月〇日、〇校時に登校した。担任の働きかけもあり、関係生徒2名は登校してきた当該生徒に声を掛けていた。この日、担任は、当該生徒に対し、11月〇日及び〇日に予定されている後期中間試験を教室で受験することを確認した。

なお、これ以降も、当該生徒の登校時には、関係生徒らの当該生徒に対する声掛けが何度か行われていた可能性が高い。」（同27頁）

「当該生徒は、11月〇日及び〇日、後期中間試験を受験すべく登校した。各日、試験受験後に担任から当該生徒に対して連絡をしたようである。」（同頁）

11月〇日から〇日間ほど、当該生徒の家族は、母親の実家で生活した。（同頁）

「12月〇日、学校から当該生徒の家庭に連絡をし、翌〇日の午後〇時に

登校することを約束した。

こうして、当該生徒は、前回登校日から1か月以上経過した後の12月○日午後○時ころに登校した。」(答申28頁)

答申は、不登校期間中の担任や学校の対応の問題点については指摘しており(答申60頁以下)、その指摘は首肯できる。

しかしながら、上記の経過を見ると、当該生徒は、不登校期間中も自宅でふさぎ込んでいて平常の生活も勉強にも手が付かないという状況では必ずしもなく、ある程度の平常な生活をして中間試験にも対応しようとする姿勢は見せており、また、当該不登校は当該生徒と保護者において検討し、3年次のクラス替えを期待して3年次からの心機一転を目指すための自宅学習という側面もあって、全く先の見えない不登校ではなかった面もあり、担任も当該生徒とコミュニケーションを取ろうとするなどの対応をしており、担任自身は学級委員やその他の生徒に当該生徒に声をかけるように促し、声かけは行われた。以上の経過からして、後の当該生徒の自殺が予見可能な状況とはいえ、上記(2)で説明した状況をも踏まえて、担任の対応において、教育上の観点からの反省点や改善すべき点はあったとしても、法律上の観点において、教員の裁量権も考慮して、担任の対応が違法な職務執行であるとか、法的な意味での職務上の過失があったとかの判断をすることは答申も含めた調査結果からはできないと言わざるを得ない。

2 2年次における校長らの対応の当否

当該生徒の2年次における校長や学年主任及び生徒指導専任の対応については、いじめの認知のあり方の当否やいじめに対する組織的対応の有無、当否が問題となる。

この点について、答申は、次のように記している。

「当該生徒へのニックネームによるからかいに関しては、7月12日、「いじめ防止対策委員会」で、情報共有されている(P.21イ)。

しかし、当該中学校の「いじめ防止対策委員会」は、いじめだけでなく、不登校、発達課題など、生徒の様々な問題を報告する場となっており（P.12 (イ)）、いじめ防止対策委員会で事案の報告がなされたからといって、いじめとして認知されるわけではない。

実際、P.13 (エ) で認定したとおり、令和元年度のいじめ認知報告書には、1年生の事案しか挙がっておらず、当時2年生だった当該生徒へのいじめは認知されていない。認知がなされていれば、法や当該中学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、学年を越えた組織的対応が求められることになり、当該生徒が後期になっても抱え続けていたクラス内での苦しみについて、当該生徒により寄り添った対応をすることが期待できた。したがって、当該生徒へのいじめについて認知しなかった点は問題である。

当該中学校では、認知するか否かは、事実上、各学年の判断に委ねており、そのため、学年ごとに認知数についても大きなばらつきがあった。認知の有無は、教育委員会への報告や、その後の組織的対応に影響を与える重要な事柄であるから、学校全体として統一した判断がなされる必要がある。」（答申55頁）

「横浜市いじめ防止基本方針では、「学校の組織づくり」について、月に1回以上開催する常設の「学校いじめ防止対策委員会」は、「既存の組織とは兼ねず、別に置く」と定めている（P.11）。このような定めをしているのは、いじめ事案について、他の生徒指導上の諸課題とは区別して、学校全体として認知し、多角的視点をもって集中的・継続的に取り扱うことを可能にするためである。当該中学校においては、「学校いじめ防止対策委員会」が「学年連絡会」と兼ねられ、この会議で取り扱う諸課題が多く、会議も限られているため、いじめ事案の組織的対応をなし得る体制になかったと考えられ、改善が必要である。」（答申60頁）

以上のような指摘はもっともな指摘と思われる。

当該学校では、上記指摘のとおり、いじめ防止対策委員会等に学年主任が報告した事案を基本に、生徒指導専任がいじめとして認知する案件をまとめていた模様であるが、それでは「学校いじめ防止対策委員会」を設置している意味が薄弱となることから、どの事案を当該会議で報告するかは各学年主任が提起するとしても「学校いじめ防止対策委員会」で協議、検討し、最終的には学校の責任者である校長が判断すべきものと思われる。

本事案におけるからかいや体育の球技の授業における出来事は、それに対して担任が当該行為を行った生徒を指導し、当該行為自体は無くなったと認識されていたため、学校としていじめの認知をしなかったという面があった。また、前記のとおり、いじめ防止法のいじめの定義が非常に広範で全てを認知して報告することは実際上困難だったという事情もあるが、「学校いじめ防止対策委員会」が協議、検討する場としてほとんど機能していなかったと思われる。

「学校いじめ防止対策委員会」は、いじめ防止法 22 条及びそれに基づく国や市教委の指針に基づいて設置されているもので、同 22 条について、「これは、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。」（文科省・いじめ基本方針 26 頁）とされているものである。本事案への実際の対応は、担任に任せきりのような状況であったことは否定できず、上記のように組織的な対応ができていなかったことは問題と言わざるを得ない。

特に、当該生徒の令和元年 10 月半ば以降の状況や不登校が継続していた状況は、学年主任から学校いじめ防止対策委員会に報告し、同委員会で十分協議、検討すべきであったと考えられる。

その意味においては、「学校いじめ防止対策委員会」を中心として組織的に対応できるよう指導力を発揮せず、各学年主任や生徒指導専任に任せきりとも思われる対応をしていた校長の対応は、当該学校が大規模校で、業務量も多く、個別の事案への対応の余裕も持ちにくかったというような事情を考慮しても、問題があったと言わざるを得ない。

3 不登校が30日を超えた時点で重大事態と判断しなかったことの当否

前記のとおり、当該生徒は、令和元年10月下旬ころから不登校の状態に入って、そのまま翌年3月までその状態は続いていた(答申26頁以下)。

いじめ防止法28条1項2号は、重大事態の要件の1つとして、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と定めており、そしてこの「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするとされている(文科省・いじめ基本方針32頁)。

そこで、この時点以降の時期に学校として、重大事態としての判断をしなかったことの当否について、以下検討する。

この不登校期間中の担任の対応を含めた経過については、前記のとおり、答申が認定しているとおりであり、上記の経過を見ると、当該生徒は、不登校期間中も自宅でふさぎ込んでいて平常の生活も勉強にも手が付かないという状況では必ずしもなく、ある程度の平常な生活をして中間試験にも対応しようとする姿勢は見せており、また、当該不登校は、前記のとおり、担任から提案した3つの対応策の1つであり、当該生徒と保護者において検討し、3年次のクラス替えを期待して3年次からの心機一転を目指すための自宅学習という側面もあって、全く先の見えない不登校ではなかった面もあり、担任も当該生徒とコミュニケーションを取ろうとするなどの対応をしており、また、上記の経過からして後の当該生徒の自殺が予見可能な状況ともいえない。

以上の状況において、当時の担任や学校の立場から見て、当該生徒の当該不

登校が、いじめ防止法28条1項2号の「いじめにより（中略）余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に該当すると判断すべき状況にあったといえるか否かが問題となる。

前記のとおり、答申がいじめとして評価するか検討している令和元年6月末から同年7月ころのからかいや、体育の球技の授業での出来事等は既に止んでおり、その後、いじめが継続していたかは担任には認識することが困難な状況だったと認められる。また、同じく前記のとおり、当該生徒の悩みの中には、クラス外の問題や、学校以外の出来事が関連していた要素もあった。

このような状況で、当該不登校が、法律の定める「いじめにより（中略）余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に該当するか否かは難しい問題であり、担任にとってこの段階の「いじめ」自体の認識が困難であったことに加え、上記条文の「疑いがあると認めるとき」の解釈として、抽象的な疑い、可能性で足りるのか、それとも、もう少し「いじめによる疑い」を根拠づける具体的な事実の認識が必要なのかの解釈にもよるものであり、上記のような当時の担任が置かれていた状況、認識しえた状況を勘案すると、当職としては、学校が当該生徒の不登校が30日を超えた時期において、重大事態との判断をしなかったことがいじめ防止法に適合しないと断定することは困難であると思料する。

以上、当職の見解を述べたが、現時点で我々は当該生徒が自殺するという最悪の事態に至ってしまったことを知っており、また、当該生徒が残した「遺書」と書かれたノートなどの存在を知っており、この状況から振り返って見ると、令和元年10月以降の時期に、担任ないし学校は、当該児童を苦境から救うためにもっと何らかの措置をとるべきではなかったのかとの思いに駆られるし、今後の再発防止のために、答申の指摘する反省点を学校ないし教育委員会が真摯に受け止めることは極めて重要である。

一方で、前記のとおり、当職としては、上記のような重要な反省点はあると

しても、法律上の観点からは、担任ないし学校において本来あるべき対応がとられていればいじめ重大事態の判断ができた可能性があることをもって、当該判断を下さなかったことがいじめ防止法に適合しないとまで断定することは困難と解している。この点、これとは異なる見解も成り立ちうることは付言しておきたい。

4 学校の安全配慮義務違反の有無

公立学校について、学校は、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮する信義則上の義務があることは裁判例においても認められているところである。

学校の生徒に対する安全配慮義務違反が問題となる場面というのは、大きく分けると2つの類型があるといえることができる。

第1の類型は、学校ないし教員が生徒に積極的に危険な行為をさせたり、危険な状況に置いてしまった場合である。例えば、体育の授業で生徒に不相当な危険な実技をさせた場合や、校外学習等で児童生徒を危険な場所に行かせた場合などで、それにより生徒が傷害等の損害を負ったというような事例である。

第2の類型は、児童生徒に損害が発生する可能性がある危険な状況が迫っていて、それを予見できるのに、損害が発生することを回避するために必要な措置を採ることを怠ったことにより損害が発生した場合である。

本事案の場合、問題となるのは第2の類型であるが、前記のとおり、担任は、答申でいじめと認定された行為について、それを止めさせるなどの指導を行っており、また、当該生徒と一定のコミュニケーションをとって、一定のケアはしていること、令和元年10月半ばに母親らが来校して相談した際も、3つの案を提示して一定の対応をしていること、本事案の状況で当該生徒の自殺を予見することは困難であったこと等の事情からすると、担任の対応において、教育上の観点からの反省点や改善すべき点はある、また、前記のとおり、学校においても、いじめに対する組織的対応において不十分な点はあったとしても、

法律上の観点において、担任ないし学校に当該生徒の自殺について、安全配慮義務違反があったということは困難である。

5 学校の基本調査の方法、内容の当否

本事案においては、当該生徒の自殺後、学校を主体として、学校教育事務所及び人権健康教育部の指導も加わって、文科省・自殺背景調査指針に基づく基本調査が行われた。

この基本調査について、答申はいくつかの指摘をしている（答申 6 2 頁以下）。

すなわち、基本調査の方法、内容については、スクールスーパーバイザーの助言にもかかわらず、自殺を伝えて生徒から聴取せず、かつそのことについて遺族に打診しなかった点、聴取の対象の生徒が 5 人に限定され、更に、聴取が不十分だった生徒からの再聴取も行われなかった点などの指摘がされている。

この点について、答申は、更に、「学校側は、聴取の対象とする生徒を 5 人に絞った理由について、緊急事態宣言下の休校中に生徒を呼び出して行う聴取であり、当該生徒の死亡が自殺であることを生徒や保護者に周知していない状況の下で、個々の生徒からの聴取の都度保護者へ聴取の了解を得ることを通じておおごとになってしまう懸念があったとしているが、他方で、(イ)で述べたとおり、面談した生徒から名前の挙がった数少ない生徒に対してさえ追加して聴取することは行っていないことからすれば、そもそも、事実関係を可能な限り明らかにしようとする姿勢を欠いていたと評価せざるを得ないのであって、何ら正当化できるものではない。」（答申 6 7 頁）と指摘している。

ところで、文科省・自殺背景調査指針においては、基本調査について、次のように記載されている。

「基本調査は、あくまで事実関係を整理するため、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。得られた情報を踏まえた、自殺に至る過程や心理の検証は、「詳細調査」にお

いて行う」(同指針9頁)

更に、「基本調査として、事案が発生(認知)したその日から開始すべき対応には、以下のようなものがある」として、<遺族との関わり・関係機関との協力等>、<指導記録等の確認>、<全教職員からの聴き取り>の3つを挙げた上、

「上記3点に加え、状況に応じ、亡くなった子供と学級や部活動などにおいて関係の深かった子供への聴き取り調査も、適切に実施する。ただし、自殺の事実が伝えられていない場合には、子供への調査には制約を伴う

- 亡くなった子供が、亡くなる前に周囲の子供に何らかのSOSを発信していることもありえ、それを受け取っていた子供が、大人につなぐことができずにいたような場合もありうる(例えば、友人へのメールやアプリケーション等への書き込みで、何かを伝えようとしているときもある)
- 聴き取りの前には、保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者と連携してケア体制を万全に整える
- 聴き取りをしたことが周囲に知られないように、十分配慮することが必要である
- 聴き取る際には、これらの子供は、自殺の危険が高まっている状態にあるという認識を常に持ち、心のケアをすることが必要となる
- むしろ、心のケアの中で、何か気になっていることがあれば自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する等の手段も考えられる」(同指針10、11頁)としている。

すなわち、当該事案の状況に応じ、必要がある場合は、基本調査の段階で、生徒たちのケアなどの配慮をしながら、自殺した生徒と関係が深かった生徒への聴き取り調査も適切に実施すべきことが記載されている。

以上のことから、基本調査と詳細調査とでどのような役割分担を図るかは当該事案の状況に応じて、学校ないし教育委員会の合理的な裁量的判断の余地が

あると思われるが、では、本事案の場合、どうだったのか検討する。

本事案では、令和2年3月〇日に当該生徒の自殺があった後、専門委員会に詳細調査の諮問がなされたのが同年7月27日であり、4か月以上後である。一般的に4か月が妥当な期間か、長すぎるかは別として、本件の詳細調査(後に重大調査に移行)について、答申は次のように記している。

「調査において、事実認定は証拠に基づいて行うのが基本であるが、当該生徒が残した文書に記載された「いじめ」は、言葉や態度など、外形的な足跡を残さない態様のものであったことに加え、調査開始時点では同級生は高校受験を控えており、聴取は同級生の高校進学後に実施せざるを得ず、それによる同級生の記憶の減退は避けられなかったこと、核心的な事実を良く知ると思われる同級生の協力が得られなかったこと等から、事実認定における困難さは否定できないところであった。」(答申3頁)

つまり、本事案で専門委員会に詳細調査の諮問がなされた令和2年7月27日は、当該生徒の同学年の生徒たちは、中学3年生の夏休み中であり、そこから2学期以降は高校受験をする生徒たちにとっては勉強に集中したい時期だったので、調査は困難で、実際は専門委員会の生徒たちの聴取は、高校進学後の令和3年6月から12月ころ(自殺から1年と3か月以上の後)に行われたのである(答申6、7頁)。

一般にこの種の調査は早期になされることが重要であることは言うまでもなく、文科省・重大事態調査ガイドラインも、「時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めること。第三者調査委員会の立ち上げ等に時間を要する場合があるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、学校の設置者及び学校は、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努めること。」としている(同ガイドライン10頁)。

以上のような状況からすると、学校関係者が中学3年生の夏休み以降の聴取が困難であることが予測できたとすれば、令和2年5月ころの基本調査の段階で、生徒たちの状況等に配慮しながら、生徒たちから丁寧な聴取等を行うことが本事案の解明のために極めて重要だったということもできるものであり、答申が指摘するようにこの段階での調査が不十分だったことは、最終的な本事案の解明が困難となった原因となった可能性がある。

その意味で、答申の前記の「事実関係を可能な限り明らかにしようとする姿勢を欠いていたと評価せざるを得ない」との指摘を否定することはできない。

本事案において、令和元年10月〇日の段階で、当該生徒の母親らが来校した際、母親は担任に対し、当該生徒が「クラスみんなが自分を嫌っているように感じる、こそこそ話が聞こえる、自分が発言をしても周りの反応がないことで悩んでいると伝えた。」(答申25頁)とされる。

一般に、人間は、自分の気持ちが落ち込んだ時などに、周囲の皆が自分を嫌っているように感じるとか、周囲の皆が自分の悪口を言っているように思えるなどということがありうるものである。上記の当該生徒が「クラスみんなが自分を嫌っているように感じる」という発言は、当時の当該生徒の気持ちの落ち込み等に由来するものなのか、それとも、それと同時に、客観的にも、クラスの他の生徒たちが当該生徒を疎外したり、仲間外れにしたりする状況があったのかが問題となる。

そして、いじめの1つの類型として、「仲間はずれ、集団に無視される」ということも挙げられている(文科省・いじめ基本方針5頁)。

しかし、仲間外れというのは、当該生徒と付き合いがないという不作為の面があり、無視する、何となく冷淡な態度をとるなど、外形的に表れにくい行為や態度によることも多く、暗黙のうちに進行する場合もあり、認知するのが困難な場合がある類型といえる。

また、教員は、生徒たちに「みんなと仲良くしましょう。」と指導したとし

ても、クラスの全員が全員と交際するという事は不可能であるから、いくつもの仲良しのグループができることは避けられず、そうなるそれぞれのグループに入らない生徒が出てくることも全く回避することも困難であり、また、授業以外で誰と付き合うかは各生徒の自由であるという面もあり、社会通念上相当な範囲の行為と「仲間外れ」との境界も難しい。

本事案において、基本調査の中である生徒が、当該生徒がクラス内で仲間外れにされていたこと等の情報が生徒の氏名の情報と共に提供された(答申66頁)とされているが、そのことについてはそれ以上詳細な調査はされていない模様であり、それに関する事案解明は不十分に終わったことは否めない。

以上によれば、当時の学校及び指導していた学校教育事務所、人権健康教育部の基本調査に対する姿勢は、残された生徒たちへの配慮等もあったにせよ、疑問が残ると言わざるを得ない。

なお、この点に関連して、文科省・自殺背景調査指針は、「学校や設置者が、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が何より求められ、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにするという姿勢が重要です。そして、そこで明らかになった事実を今後の自殺予防のための具体的な取組に活かしていかなければなりません。」(同指針27頁)としている。

また、文科省・重大事態調査ガイドラインは、「特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。」としている(同ガイドライン2頁)。

横浜市・いじめ基本方針は、重大事態調査について、「この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないこととは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態へ

の対処や同種の事態の再発防止を図るものである。」(同方針18頁)としている。

6 本事案で重大事態の判断はいつの時点でなされるべきだったのかについて

本事案において、当該学校、人権健康教育部、学校教育事務所の立場において、いじめ防止法上の重大事態の判断は、いつの時点でなされるべきだったのかという問題がある。

この点については、当該生徒が自殺した令和2年3月〇日以前の問題と、それ以降の問題があるが、自殺以前の問題については、既に述べたので、自殺以降の時期について述べる。

当該生徒の自殺後、校長は何度か保護者(当該生徒の父親)と面談している。

そのうち、4月〇日に面談した際、保護者が、「当該生徒の書き残したものがあつた。学校の先生たちは、いじめがあつたということ、それによって娘が死んだということを理解してほしい。」などという趣旨の発言をしていた(答申33、34頁)。

その内容は、そのころ、学校教育事務所及び人権教育・児童生徒課にも共有された。

その後、4月中旬ころ、校長と生徒指導専任が相談の上、令和元年7月ころに発生した事案(当該生徒に対するからかい)及び同年10月に発生した事案について、令和2年3月30日付けの学校いじめ防止対策委員会議事録及び同日を認知日とするいじめ認知報告書を作成し、当該認知報告書を学校教育事務所に提出し、学校教育事務所はそれを受領し、以後7月初めころまで保管していた(上記提出の事実は人権教育・児童生徒課には共有された。)

いじめ防止法28条1項1号の重大事態の要件は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」である。

すなわち、「いじめにより生命等に重大な被害が生じた疑い」が要件である

が、本事案の場合、当該生徒が自殺していることから「重大な被害」が生じていることは明らかで、問題は、その自殺が「いじめによる疑い」があるかないかである。

この点については、前記のとおり、保護者からの説明で、当該生徒の書き残したものがあり、保護者が、「当該生徒の書き残したものがあつた。学校の先生たちは、いじめがあつたということ、それによって娘が死んだということを理解してほしい。」などという趣旨の発言をしていたこと、学校も、当該生徒の自殺後ではあり、手続的不備の有無はともかく、いじめの認知の判断を示していたことに照らせば、本事案において「いじめによる疑い」があつたことを否定することは困難である。

文科省・いじめ基本方針においても、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」（同指針32頁）としている（この部分は、横浜市・いじめ基本方針16頁にもそのまま記載されているから、市教委の方針ともされている。）。

前記のとおり、いじめ防止法によるいじめの定義は、日常生活上の何気ない行為も含みうる極めて広範な内容を含んでおり、学校現場ではその運用に戸惑ったり、困難を感ずることもありうることであり、いじめの認知においては、実務上、ある程度の合理的な限定解釈をして、ある程度絞り込んだ取り扱いをすることもやむを得ない面もあるが、一般的には、本事案のように既に当該生徒の自殺という深刻な事態が発生している状況において、かつ前記のような保護者の発言等があるのに、「いじめによる疑い」の判断において、本格的な調査をする以前から何らかの判断をして「いじめによる疑い」を否定してしまう

ということとは妥当でない。

もちろん、重大事態調査の結果、当該事案ではいじめの事実が認められないとか、いじめと被害との因果関係が認められないということもあり得るが、そのことと、本格的な調査をする以前から何らかの判断をして「いじめによる疑い」を否定してしまうということとは別問題である。

また、本事案においては、10月に重大事態調査の諮問がなされる前に、7月末に詳細調査の諮問がされており、この詳細調査の準備は7月以前からされていた模様であり、市教委としては本事案の調査をせずに済ませようとしていた訳ではなく、専門委員会による詳細調査の準備をしていたわけである。

詳細調査と重大事態調査との関係は、詳細調査の名称で進められていても、重大事態の要件があれば、重大事態調査と位置づけられるのであり（文科省・自殺背景調査指針24頁）、本事案において、調査の方法等自体に両者で大きな差異が生ずるとは考えにくい、「重大事態」については、法律上及び指針上特別な取り扱い（市長への報告、調査結果等の保護者への情報提供、調査結果の原則的公表等）が定められているのであるから、重大事態に該当するか否かの判断は示しておかなければならないと解される。

その意味では、4月の段階で、市教委が重大事態の判断を示さず、4月ないしその後の近い時期に、重大事態としての措置（重大事態調査の諮問、市長への報告）をしなかったことはいじめ防止法に適合していないと言わざるを得ない。

なお、重大事態の市長への報告は、いじめ防止法では、学校が教育委員会を通じて行うこととされているが（30条1項）、学校としては、3月30日付けでいじめ認知の報告書を学校教育事務所に提出し、人権教育・児童生徒課にも共有されており、その意味では、学校側はいじめ重大事態としての判断に匹敵する措置を市教委に示していたともいえる（ただし、市教委側は、学校のこのいじめ認知報告を、7月初めに取り下げるよう学校に指導し、取り下げとな

った。)

7 基本調査の結果報告の原稿の修正の経緯

本事案において、当該学校の対応について、学校教育事務所とともに、人権健康教育部の課長級の職員が指導助言に当たっていた。

前記のとおり、学校は、4月半ばころ、3月30日付けでいじめ認知報告書を学校教育事務所に提出し、人権教育・児童生徒課でも共有されていた。

5月には基本調査が始められ、基本調査の結果は保護者に口頭で伝えられる予定であったので、その口頭報告の原稿の調整、修正が行われた。

この基本調査の報告の原稿の修正については、答申は、以下のとおり記している(39頁)。

「この報告内容は、学校側が作成した文案に学校教育事務所指導主事が意見を述べたり、直接修正文案を作成して反映させるという作業が繰り返されることによって確定したものである。学校教育事務所指導主事は、①教職員から当該生徒への温かい思い、②当該生徒のいじめについて組織的対応と寄り添おうとした姿勢、教育的配慮、③当該生徒の死についてしっかり向き合おうとする姿勢を示すことで、「当該中学校はしっかり娘を見てくれていたという理解につながる」との考えを明示し、この観点から学校側に助言し、修正意見を提示しており、その意見を踏まえて多岐にわたって修正がなされた。

修正の最終段階においては、学校案では、7月と10月の出来事が「いじめ」と表記されていたものが、報告内容からは「いじめ」の文言が削除されており(例えば、7月の三者面談の「いじめの相談」は「人間関係の相談」に修正され、「7月のニックネームに関する嫌がらせや10月の体育の球技の嫌がらせなどのいじめがあったことは確認できました」との記述は「嫌がらせなどつらい思いをしていたことがわかりました」に修正され、最終稿では削除されている。)、また、学校案に記載されていた、教員らが面談時に関係生徒から聴取した「当該生徒がクラス内で仲間外れにされていたこと等の情報が生徒の氏名の

情報とともに提供された。」との内容は削除された。

学校教育事務所が「いじめ」の文言を削除すべきであるとしたのは、当該中学校において当時いじめとして認知しておらず、十分対応できていなかった7月と10月の出来事を「いじめ」と表記するのは適切ではないと考えたからであり、また、関係生徒から聴取した内容を削除すべきであるとしたのは、聴取した内容の事実の確認が不十分であると考えたからであった。」(答申39頁)

以上の答申の認定は、今回の調査でも概ね同趣旨の結果であったが、上記の答申の記載では、「いじめ」の文言の削除の指導は学校教育事務所が行ったとされ、それもそのとおりの面もあるが、今回の調査によれば、上記の「いじめ」の文言の削除の指導や、後記の学校の3月30日付けのいじめの認知の取り下げの指導は、人権健康教育部の課長級の職員の主導で行われたものと判断され、人権健康教育部の主導の下に学校教育事務所も一体として行われたものと認められる。

今回の調査において見分できた基本調査の結果の報告の原稿の案文は、6月9日付けの原稿、7月3日付けの原稿、7月6日付けの教育長説明用原稿、7月15日付け完成原稿(実際の保護者への説明は7月〇日)である。

このうち、7月6日付けの教育長説明用原稿と完成原稿は、若干の字句の訂正はあったが、ほぼ同一内容と言える。

7月6日に行われた所管部署からの教育長説明においては、教育長説明用原稿が読み上げられたのみであり、そのまま了承された。

上記のうち、7月3日付け原稿までは、「いじめ」の文言があり、同原稿では、「私たちが以上のように7月のニックネームに関する嫌がらせや10月の体育の球技での嫌がらせなどのいじめがあったことは確認できましたが、いじめと自殺の因果関係につきましては、この調査の中ではっきりさせることは叶いませんでした。お父様のご要望に応えることができず大変申し訳ありません。」と記載されており、また、3月30日付けの学校のいじめの認知について

ても、上記の2つのいじめとされた件について、「この2件に関しては、校内のいじめ防止対策委員会で共有して、年度末に市教委にいじめとして認知したことを報告しています。」と記載されていた。

その後の教育長説明用原稿と完成原稿では、令和元年7月のニックネームに関するからかいや、同年10月の体育の球技の授業での出来事の記載は残ったが、それがいじめである旨の文言はなくなり、この2つの出来事について、学校が年度末に市教委にいじめとして認知したことを報告した旨の記載も削除された。

なお、答申に指摘のある「当該生徒がクラス内で仲間外れにされていたこと等の情報が生徒の氏名の情報とともに提供された。」との記述は、当初の6月9日の原稿にはあったが、7月3日の原稿では削除されていた。

以上の基本調査の報告の原稿の完成版までの修正の経緯を見ると、①令和元年7月のニックネームに関するからかいや、同年10月の体育の球技の授業での出来事の記載は残ったが、それがいじめであるという表現は削除され、原稿から「いじめ」の文言は全くなくなった、②学校が年度末に市教委にいじめとして認知したことを報告した旨の記載も削除された。③当該生徒がクラス内で仲間外れにされていたこと等の情報が生徒の氏名の情報とともに提供されたなどの生徒の供述も削除されたということである。

8 学校による認知の報告を取り下げるよう指導した経緯の当否

前記のとおり、学校は、4月半ばころ、前年の令和元年7月のニックネームに関するからかいの件と、同年10月の体育の球技の授業での出来事の2件を含む、令和2年3月分のいじめ認知報告書を学校教育事務所に提出し、3月30日付けの学校いじめ防止対策委員会の議事録も同時に作成した。なお、当該議事録には、同日の同委員会において、上記2つの事案の記載があった。

上記のように4月半ばに提出されたいじめ認知報告書は学校教育事務所と人権教育・児童生徒課でも共有され、その後の基本調査の結果の報告の原稿の調

整作業でも、7月3日付けの原稿までは、上記2つの行為がいじめに該当すること、学校がいじめを認知したことを前提に作業が進められていた。

しかしながら、7月6日の基本調査の結果の報告の原稿の教育長説明までに、人権健康教育部の主導の下で学校教育事務所も一体となって上記3月30日付けのいじめ認知報告書を取り下げ、基本調査の結果の報告の原稿から「いじめ」の文言を削除することを方針決定した。7月6日の教育長説明では、所管部署はそのような変遷を説明することなく、「いじめ」の文言が削除された後の教育長説明用原稿の読み上げのみを行った。その後、学校教育事務所から学校に対する指導があり、上記いじめ認知報告書は取り下げられ、基本調査の結果の報告の原稿の中から「いじめ」の文言が削除された。

このように、学校によるいじめ認知報告書は取り下げられたため、基本調査によって収集された資料一式の最終ファイルの中には上記いじめ認知報告書は綴られておらず、また、後の専門委員会の調査の過程でも上記いじめ認知報告書については市教委から提供されなかった模様である(専門委員会の答申では、上記からかいの行為はLINEに関するやり取りとともにいじめと認定されているが、上記いじめ認知報告書の件には言及がない。)

上記いじめ認知報告書の取り下げの指導がされた経緯は、既に触れたが、当該認知報告書等の提出には、いくつかの手続的瑕疵があったとされている。具体的には、当該認知報告書には、令和元年に発生した2件の事案が令和2年3月に認知されたものとして記載されており、市教委の運用としてはいじめを認知する際に関係生徒に事実確認をすることとなっていたところ、当該事案についてはその確認ができていなかった。また、3月30日には実際は学校いじめ防止対策委員会は開催されておらず、上記の提出は校長と生徒指導専任が相談して決めたことが推認される。(もっとも、このような手続的瑕疵は、上記報告書等が提出された4月半ばから7月初めまでに人権健康教育部や学校教育事務所から指摘された形跡は認められなかった。)

しかしながら、学校に対していじめ認知報告書等の取り下げの指導をしたことは、上記の手続的瑕疵に加えて、生徒たちへの影響等に関する一定の配慮があったとはいえ、当該生徒の自殺という甚大な結果が起こってしまった後としても学校によって上記2つの事案がいじめとして認知されたという事実は重要な事柄であるのは言うまでもなく、それを人権健康教育部が主導し、学校教育事務所も一体となって行った対応は不適切と言わざるを得ず、いじめ防止法に適合しない行為と言わざるを得ない(同法7条及び教育委員会の適切な措置を求める関係規定)。

上記いじめ認知報告書の取り下げや報告原稿からの「いじめ」の文言の削除の指導は、主に人権健康教育部の課長級の職員の主導により、学校教育事務所も一体となって行われたと認められるが、関係者の供述や当時の状況に照らして人権健康教育部長の了解の下に行われたと推認せざるを得ない。

9 教育長、教育次長の対応の当否

今回の調査によれば、本事案における4月から専門委員会に詳細調査の諮問がなされた7月末ころまでの経過において、教育長、教育次長は人権健康教育部及び学校教育事務所が所管していた本事案への対応について、何度か所管部署から報告を受けたと認められるが、教育長、教育次長の方から所管部署の職員に対し、具体的な対応を指示した事実は認められず、教育長、教育次長は所管部署からの報告を聞いてそれを了解し、引き続き適切に対応するようにとの趣旨の対応をしたものと認められる。

教育長、教育次長としては、市教委全体が所管している極めて多岐にわたる事項について、それぞれの所管部署から報告を受ける立場であることに照らすと、多くの場合は上記のような対応で特に問題はないものと思われる。

また、上記の報告の内容には、専門委員会による詳細調査に向けて準備が進んでいることも含まれていたから、本事案の内容について専門委員会による専門的かつ本格的な調査が行われるものと理解して所管部署の対応を了解したこ

とも妥当性が認められる。

しかしながら、本事案は、当該生徒が自殺した深刻な事案であったこと、教育長や教育次長への本事案の説明の過程において、遺族が当該生徒の自殺の原因としていじめの存在を指摘していたことの説明も含まれていたこと等に照らすと、所管部署に対し、本事案が重大事態に該当しないのか否かについて更に詳細な検討を指示することもなく、所管部署に対し、引き続き適切に対応するようとの趣旨の対応にとどまったことは、本事案の内容に照らすと、教育長、教育次長という市教委の最上位の監督者の対応として疑問が残ると言わざるを得ない。

第4 総括及び提言

本意見書は、第1の趣旨においても述べたとおり、主に法的見地からの意見をまとめたものであるが、本調査及び検討を通じて浮かび上がった法的課題、あるいはそれに関連する課題について、若干、当職の意見を申し述べたい。

初めに、第2に述べたとおり、いじめ防止法の実務的運用については困難な点もあるが、その中において、教育委員会ないし学校現場では、いじめ防止法の立法趣旨を生かすべく、同法の重要な概念である「いじめ」と「いじめ重大事態」に適正に対処するために、最大の努力をしていかなければならないことは言うまでもない。

その観点からの課題としては、まず、「学校いじめ防止対策委員会」がいじめ防止法22条に基づき、いじめの早期発見や未然防止、対処という使命の下、協議、検討を行う場としてほとんど機能していなかった問題がある。

答申においても「学校いじめ防止対策委員会」が「学年連絡会」と兼ねられていたことの問題点の指摘などがなされているが、令和4年の全国のいじめ認知件数は68万件を超えているとされ、平成26年の法施行当初から見ると4倍、ここ5年でも2倍近くになっている状況に鑑み、「学校いじめ防止対策委

員会」が担うべき機能についても、改めて検討し、見直すべき時期に来ているのではないかと思料する。いじめの未然防止とともに、認知したいじめ事案を重要度に応じて組織的に対応していくために、教職員の働き方改革の視点も踏まえつつ、実質的な協議、検討が行える場に改革するとともに、その機能をチェックする仕組みも必要と思われる。

同様に、いじめ重大事態の判断において、「学校いじめ防止対策委員会」が果たすべき役割も整理が必要である。本件において、学校がいじめ重大事態としての判断に匹敵する措置を教育委員会事務局側に示していたともいえることは前述のとおりであるが、そのことは結果にすぎず、学校は、いじめ重大事態に該当するかどうかを自発的に判断し、その対処や未然防止のために、主体的に調査を通じた事実解明に取り組む必要がある。

加えて、いじめ重大事態という、法の適正執行の要となる判断について、教育委員会事務局の特定の部署の実務に委ねられ、意思決定過程が明確になっていなかったことも課題である。その過程を整理することを通じて、法と実務の乖離について、教育委員会事務局内部において客観的にチェックし改善させる仕組みを検討する必要がある。

また、横浜市のいじめ重大事態調査のあり方が、本来の目的である当該事案への対処や、同種の事案の再発防止のための調査としてどうあるべきなのか、より機動的、実効的な調査にすることを含めて、他自治体の取組なども踏まえて、改めて見直すことが根本的な問題解決にも資すると思料される。

最後に、本事案において、学校が一度認知したいじめを取り下げさせ、基本調査の報告の原稿から「いじめ」の文言が削除された経緯は前述のとおりであったが、その前提として、教育長及び教育次長がこれほど重要な判断に実質的に関わって指導力を発揮できなかったことは遺憾と言わざるを得ない。このことから、法令順守の観点から、誰がどのように判断し、そのことをどのように内部的にチェックするか、仕組みを再検討すべきである。

以上、本事案における諸課題について、前記第2で述べたいじめ防止法そのものに内在する問題や、学校現場が抱える困難な状況を踏まえつつも、市教委として真摯に受け止め、法令遵守の徹底と、情報共有、意思決定過程、その前提となる組織風土等について、ガバナンス強化に取り組み、適正な教育行政を一層推進していくために改革されることを切に期待するものである。

以上

略語一覧表

いじめ防止法：いじめ防止対策推進法

文科省：文部科学省

市教委：横浜市教育委員会

人権健康教育部：横浜市教育委員会事務局 人権健康教育部

人権教育・児童生徒課：横浜市教育委員会事務局 人権健康教育部 人権教育・児童生徒課

学校教育事務所：横浜市教育委員会の4つの学校教育事務所のうち当該学校を所管していた学校教育事務所

専門委員会：横浜市いじめ問題専門委員会

答申：専門委員会「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）」（令和5年12月14日）

当該生徒：答申で取り上げられている当該生徒（令和2年3月〇日に自死し生徒）

当該学校：当該生徒が在籍していた横浜市立中学校

（ただし、単に「学校」ということもある。）

校長：令和元年度、令和2年度の当該学校の校長

担任：中学2年次の当該生徒の担任教師

文科省・いじめ基本方針：文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）

文科省・重大事態調査ガイドライン：平成29年3月文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

重大事態：いじめ防止法28条1項が定める重大事態

重大事態調査：いじめ防止法28条1項が定める重大事態の調査

文科省・自殺背景調査指針：平成26年7月文部科学省「子供の自殺が起きたとき

の背景調査の指針（改訂版）」

基本調査：文科省・背景調査指針に基づく基本調査

詳細調査：文科省・背景調査指針に基づく詳細調査

横浜市・いじめ基本方針：横浜市いじめ防止基本方針（平成29年10月改訂）